

## 愛媛県福祉サービス第三者評価調査者 養成研修 開催要項

- 1 目 的 愛媛県福祉サービス第三者評価事業実施要綱の規定に基づき、評価調査者の養成及びその資質の向上を図ることを目的として研修を開催します。
- 2 実施主体 愛媛県
- 3 実施機関 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
- 4 日 程 令和6年8月7日(水)、17日(土)、21日(水)、27日(火・実習)、9月4日(水)  
5日間(別添1のとおり)
- 5 会 場 愛媛県総合社会福祉会館 4階「視聴覚室」  
松山市持田町三丁目8番15号 TEL: 089-921-5070
- 6 受講定員 10名程度(1団体につき2名程度まで)
- 7 受講対象 次の(1)及び(2)に該当する者を対象とする。  
(1) 愛媛県から認証を受けている第三者評価機関又は認証を取得することが見込まれる法人に、評価調査者として所属することを予定している者  
(2) 次のいずれかに該当する者  
① 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者  
② 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- 8 受講料 無 料 (※交通費、昼食代等は自己負担です。)
- 9 内 容 別添プログラムのとおり  
(1) 8月17日(土)は、継続研修を合同で開催します。  
(2) プログラムの内容、順番を変更する場合があります。
- 10 受講申込 (1) 別添2の「受講申込書」により、令和6年7月12日(金)までに、郵送又はFAXで下記事務局へお申込みください。  
(2) 申込締切後に、受講決定通知を所属(予定)の第三者評価機関に送付します。  
(3) 定員超過等のため受講できない場合もございますので、ご了承ください。
- 11 修了証 研修の全課程を修了した者には、愛媛県の発行する「修了証」を交付します。  
※やむを得ない理由を除き、遅刻や欠席等により未修部分が生じた場合には、修了証は発行できませんのでご了承ください。
- 12 個人情報の取扱 受講申込書にて得た個人情報には、愛媛県社会福祉協議会が定める「個人情報保護に関する方針」に基づき、この研修以外で使用しません。
- 13 事務局 愛媛県社会福祉協議会 総務企画部 法人振興課(担当:宮崎・山田)  
〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階  
TEL 089-921-8566 FAX 089-921-8939  
Eメール: shinko@ehime-shakyo.or.jp

FAX 089-921-8939 愛媛県社会福祉協議会 法人振興課行

令和6年度 愛媛県福祉サービス第三者評価 調査者養成研修 受講申込書

令和 年 月 日

標記研修を受講したいので、下記のとおり申込みをします。

氏名	(ふりがな)		
住所	〒		
電話番号 (携帯可)			
メールアドレス			
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
所属(予定) 評価機関名	名		所在地
	称		
受講対象の参考となる資格又は経歴等	(現職・役職名)		
	(経歴)		
	(資格)		

【申込み先】

愛媛県社会福祉協議会 総務企画部 法人振興課 (担当: 宮崎・山田)  
〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館内  
TEL: 089-921-8566 FAX: 089-921-8939  
E-mail shinko@ehime-shakyo.or.jp

申込期日: 令和6年7月12日(金) 愛媛県社会福祉協議会 法人振興課